

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

**第39条** 条例第49条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定により条例で定める技術上の基準に従って消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難器具(当該避難器具を施行規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物に設置しなければならない場合に限る。))に限る。次項において同じ。)を設置し、及び維持しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において、当該消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は設置されている場合においてその主たる機能が喪失していると認められたものとする。

2 条例第49条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に消防用設備等が設置されていないこと又は設置されている場合においてその主たる機能が喪失していることとする。

(公表の手続)

**第40条** 条例第49条第3項の規則で定める公表の手続のうち公表の方法は、次に掲げるものとし、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日(千葉市の休日をも定める条例(平成元年千葉市条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日の日数を除く。)を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表するものとする。

(1) インターネットを利用する方法

(2) 消防局、消防署及び消防出張所での閲覧

2 条例第49条第3項の規則で定める公表の手続のうち公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反の内容が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項